

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る事務処理要綱

(平成14年3月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第10条の4第1項各号及び第2項並びに第11条第1項第2号の規定に基づくやむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者に対して行う措置に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが困難な者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内に居住する65歳以上の高齢者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない者
- (2) 区内に居住する65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けている者

(措置によるサービス提供)

第3条 この要綱において措置により行う介護サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護
 - (2) 通所介護
 - (3) 短期入所生活介護
 - (4) 小規模多機能型居宅介護
 - (5) 認知症対応型共同生活介護
 - (6) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所
- 2 前号に掲げるサービスの提供は、介護保険法により定められた指定事業者(以下「指定事業者」という。)により行うものとする。

(調査)

第4条 高齢政策課長は、第2条に定める対象者を発見した場合又は関係機関等から通報を受けた場合は、高齢者の状態及び状況について調査を行うものとする。

(サービス調整会議の開催)

第5条 前条の規定による調査の結果、第3条に規定する措置によるサービスの提供が必要と思われる場合に、高齢政策課長は、板橋区高齢者サービス調整会議運営要綱に基づきサービス調整会議を開催するものとする。

(サービス提供の受託)

第6条 前条に規定するサービス調整会議において措置が適当と認められ、第3条に掲げる介護サービスの提供を行うことを区長が決定した場合において、老人福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第15号。以下「区規則」という。)第5条第1項及び第2項に規定する依頼書により依頼を受けた者は、その諾否の回答につき、第3条第1項から第5項までに掲げる介護サービスにあっては老人居宅生活支援サービス提供受諾(不承諾)書(別記第1号様式)により、同項第6号に掲げる介護サービスにあっては入所受諾(不承諾)書(別記第2号様式)により区長に対して回答しなければならない。

(措置の開始及び変更)

第7条 区長は、前条に規定する承諾の回答があったときに措置を開始するものとする。

2 区長は、前項の措置を開始し、又は変更したときは、指定事業者に対して、措置委託開始・変更通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(要介護認定の実施)

第8条 区長は、前条第1項の規定により措置の開始決定を受けた者(以下「被措置者」という。)が介護保険法による要介護認定を受けていない場合には、申請代行等により介護認定の手続きを行うものとする。

(成年後見制度との連携)

第9条 区長は、この要綱に基づき措置を行った場合については、介護保険法に規定する居宅又は施設サービス契約を締結できるようにするため、必要に応じて成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の廃止)

第10条 区長は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、措置の廃止又は停止を行うものとする。

- (1)成年後見制度の活用により介護保険法上の居宅又は施設サービスの給付を受けられるようになったとき。
- (2)施設入所等により家族からの虐待又は無視の状況から離脱し、指定事業者との契約を締結したとき。
- (3)被措置者が死亡したとき。
- (4)その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項により措置を廃止し、又は停止することを決定したときは、被措置者(死亡した者を除く。)に対しては区規則第4条第2項に規定する措置廃止・停止決定通知書により、指定事業者に対しては区規則第5条第3項に規定する老人居宅生活支援サービス供与廃止通知書

又は同条第4項に規定する入所廃止通知書によりそれぞれ通知するものとする。

(給付管理事務)

第11条 高齢政策課長は、被措置者へのサービス提供状況について、指定事業者との連携を図りながら給付の管理を行うものとする。

(措置費の請求)

第12条 指定事業者は、措置に係る費用のうち介護報酬分を除く費用については措置費請求書(別記第4号様式)により区長に請求するものとする。

2 指定事業者は前項の請求書を高齢政策課長へ提出するものとする。

(費用徴収額の算定)

第13条 区規則第8条第1項中「区長が別に定める額」とは、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)により算定した費用の額及び「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年厚生労働省告示第419号)に基づき指定事業者が定めた費用の額を合算した額とする。

2 区規則第8条第3項中「区長が別に定める額」とは、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省令第21号)により算定した費用の額及び「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年厚生労働省告示第419号)に基づき指定事業者が定めた費用の額を合算した額とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

老人居宅生活支援サービス提供受諾(不承諾)書

第 号
年 月 日

(あて先)東京都板橋区長

事業所の所在地

事業所の名称

事業所の長

年 月 日第 号をもって依頼のあった下記の者の老人居宅生活支援サービス提供を(受諾します・受諾できません)。

記

1 要措置者

2 措置開始年月日

3 サービスの種別

4 受諾しない理由(受諾しない場合のみ記入)

別記第2号様式

入所受諾（不承諾）書

第 号
年 月 日

（あて先）東京都板橋区長

事業所の所在地

事業所の名称

事業所の長

年 月 日第 号をもって依頼のあった下記の者の入所について（受諾します・受諾できません）。

記

- 1 要措置者
- 2 措置開始年月日
- 3 サービスの種別
- 4 受諾しない理由（受諾しない場合のみ記入）

年 月 日

措置委託 開始・変更 通知書

様

東京都板橋区長

老人福祉法(第10条の4・第11条第2項)の規定による措置を、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置に係る事務処理要綱第7条例第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

措置 対象者	氏名		男 女	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所				
	要介護度	(被保険者番号:)			
措置(開始・変更) 年月日		年 月 日			
決定理由					
被措置者に係る サービス内容		(施設・在宅)			
備考					

措置費請求書

(あて先)東京都板橋区長

事業所の所在地

事業所の名称

事業所の長

老人福祉法に基づく措置費用について、次のとおり実績を報告するとともに、措置に係わる費用を請求します。

請求金額

(内訳)

対象者氏名	提供するサービス	提供回数	請求費用	積算根拠
合計		円		